

川越市新宿町一丁目広場条例施行規則（案）の概要について

令和 7 年 1 0 月

都市計画部公園整備課

1 制定の趣旨

本市は、市民に憩いと集いの場を提供することにより、市民相互の交流及び川越駅西口周辺地域の活性化を図るとともに、災害時における当該地域に滞在する者等の避難に資するため、川越市新宿町一丁目広場条例（以下「条例」といいます。）を制定しました。

令和8年夏に予定している施設の供用開始に向け、利用時間や行為許可の申請等、条例の施行に関して必要な事項を定めるため、川越市新宿町一丁目広場条例施行規則（以下「規則」といいます。）を制定しようとするものです。

2 規則（案）の主な内容

規則（案）に定める主な内容は、次のとおりです。

(1) 利用時間に関する事項

川越市新宿町一丁目広場を利用することができる時間について定めようとするものです。

(2) 行為許可に関する事項

川越市新宿町一丁目広場の行為許可に関して、行為許可の申請や行為許可を受けた事項の変更に関する手続き及び申請書の様式について定めようとするものです。また、使用料の還付の額や還付の申請に関する手続きについて定めようとするものです。

(3) 指定管理者に関する事項

川越市新宿町一丁目広場の指定管理者の指定に関して、指定の申請に関する手続き及び申請書の様式のほか、指定に関する告示について定めようとするものです。

3 規則（案）の施行期日

条例の施行の日とする予定です。ただし、指定管理者に関する事項についての規定は、公布の日を施行の日とする予定です。